

# 八代市ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八代市（以下「市」という。）がインターネット上で公開する八代市ホームページに広告を掲載することについて、八代市広告掲載要領（平成19年8月6日企画振興部長専決。以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告掲載の位置は、八代市ホームページのトップページで、市が指定する位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1 枠につき縦50ピクセル×横146ピクセル、10キロバイト以内で、GIF形式とする。ただし、デザイン変更は、月1回限りすることができる。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月単位とし、連続する掲載期間は、原則として最大12月とする。ただし、掲載期間に1月未満の端数が生じた場合は、1月とみなす。

(掲載募集枠等)

第5条 広告の募集枠は、7枠程度とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき月額15,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を連続して6月以上12月以下の間掲載し、一括前納する場合の広告掲載料は、次の表に定める金額とする。

掲載期間	月額広告料
6月以上11カ月以下	14,000円
12カ月	13,750円

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、八代市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）及び市が指定する方法により作成した広告原稿を掲載希望日の20日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて、申込者に修正を求め、要領第6条及び第7条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、八代市ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は八代市ホームページ有料広告掲載却下通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、前条第2項の規定による広告掲載の決定を受けた日から、20日以内かつ掲載希望日の前日までに納めなければならない。ただし、連続して2月以上掲載する場合における2月目以降の掲載期間に係る広告掲載料は、掲載日前に、納めなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日総務部長専決）

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年12月31日市長公室長専決）

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日市長公室長専決）

この基準は、令和3年6月24日から施行する。